

宮城県循環型社会形成推進計画（第 3 期） 骨子（案）

令和 2 年 7 月
宮城県環境生活部循環型社会推進課

第1章 総論

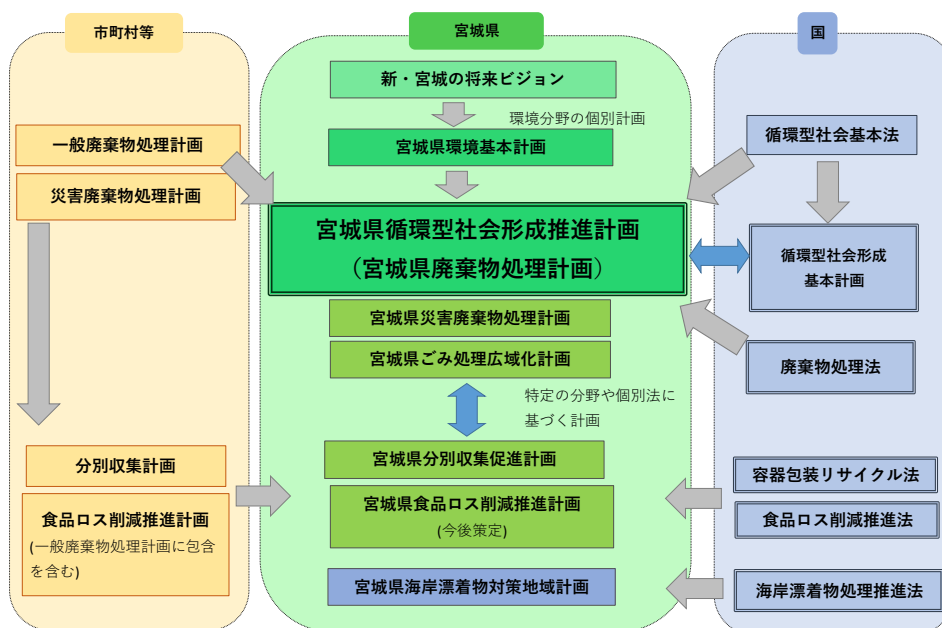
第1 背景と趣旨

- 宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）の総括
- 宮城県の廃棄物処理の現状と課題の概要
- 国の第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月策定）の概要
- 循環型社会をめぐる社会情勢
SDGs, 廃プラスチック, 海洋ごみ, 食品ロス等



第2 第3期計画の位置付け

- 循環型社会形成推進基本法に基づく地域計画
- 廃棄物処理法に基づく県の廃棄物処理計画
- 宮城県環境基本計画の個別計画
- 新・宮城の将来ビジョンにおける取組



第3 計画期間と目指すべき姿

○ 計画期間

新・宮城の将来ビジョンの終期及び宮城県環境基本計画の計画期間に合わせて、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、社会、経済情勢の変化や情報通信・科学技術の進展等も想定されるため、おおむね5年を目途に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

○ 目指すべき姿

※ 下線部は第2期から内容追記等を行った箇所



1 全ての主体が3Rを推進する行動を行っています。

県民、事業者、NPO等の民間団体及び行政等の多様な主体が、循環資源の利活用の推進の重要性を理解し、生産・流通・消費・廃棄等の各段階において、自主性と創意工夫を活かして廃棄物等の3Rに関する取組を行っています。

2 排出される廃棄物の循環資源としての利用、適正処理が進み、 本県の美しい自然環境が守られています。



排出される廃棄物の循環資源としての利用が促進され、持続可能な社会の実現に向けて、限りある天然資源の消費抑制が図られています。

廃棄物の適正処理が確保され、本県の豊かな森や海等の美しい自然環境が守られています。

【参考】

○ 第2期宮城県循環型社会形成推進計画の「目指すべき姿」

1 全ての主体が3Rを推進する行動を行っています。

2 資源循環システムを支える社会基盤が整備されています。

第3期：「1」に統合

3 排出される廃棄物の循環資源としての利用が進んでいます。

第3期：「4」に統合

4 廃棄物の適正処理が進み、本県の美しい自然環境が守られています。

○ 次期宮城県環境基本計画の目指す環境の将来像

- ・「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」
本県の抱える環境の課題が解決に向かい、豊かな森や海等の美しい自然が守られ、すべての県民が自然からの恵みを持続的に享受できるよう、将来にわたり安心して快適に暮らせる県土を目指します。

- ・「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」

日常生活や事業活動によって生じる環境への負荷を抑制することが、持続可能な社会の実現のため不可欠です。2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとする目標を掲げ、県民、事業者、民間団体及び行政等地域社会を構成するすべての主体が、省エネルギー、省資源、自然環境への配慮等に「自分ごと」として取り組み、一人一人が着実に行動する地域社会の形成を目指します。

第2章 循環型社会の形成に向けて

第1 みやぎを取り巻く現状

(グラフ等を用いて宮城県の現状について記載)

〈第2期〉(平成28年度～令和2年度)

- 東日本大震災直後の困難な状況からの復旧・復興が進み、環境配慮行動に対する県民の意識も高まっているものの、「環境にやさしい商品を買う」等手間のかかる取組は浸透していない。
- このため、一般廃棄物の排出量は震災前に比べると依然高く、高止まりの状況が続いている。
- 産業廃棄物については、復興事業により工事が大きく増えたため、最終処分率を押し上げており、震災前の状況までには戻っていない。

〈第3期〉(令和3年度～令和12年度)において考慮すべき事項

- 東日本大震災から10年経過
- 人口減少・少子高齢化
- 持続可能な社会の実現に向けた、世界的な議論の高まり
⇒ 震災の影響からの脱却のみならず、持続可能な社会の実現のために、県民・事業者・行政等全ての主体がそれぞれの立場において、新しい価値観に基づき自主的に行動することが求められている。

第2 基本理念と基本方針

○ 基本理念

ステップアップ!みやぎの3R

～皆で築こうみやぎの循環型社会, 新たなステージからの進展～

【参考】

- 第1期宮城県循環型社会形成推進計画
 - ・持続可能な社会の形成に向けたみやぎからのチャレンジ
「基本理念」
 - ・循環型社会の形成 ～意識から行動へ～

- 第2期宮城県循環型社会形成推進計画
 - ・もう一度！持続可能な社会の形成に向けたみやぎのチャレンジ
「基本理念」
 - ・リスタート！みやぎの3R-リデュース・リユース・リサイクル
もう一度！循環型社会の形成のために明日への一步を踏み出す願いを込めて

- 新・宮城の将来ビジョンの政策推進の基本方向4
 - ・政策7：自然と調和した持続可能で強靱な県土づくり
取組15：環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立

- 次期宮城県環境基本計画の基本理念
 - ・地球環境保全の推進
 - ・環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な県土
 - ・人と自然が共生できる県土の構築と次世代への継承

○ 基本方針

1 全ての主体の行動の促進

持続可能な循環型社会形成のため、県民・事業者等全ての主体が、それぞれの立場に応じて求められる3Rに継続して取り組んでいけるよう、環境教育、普及啓発を推進していきます。

2 循環型社会を支える基盤の充実

循環型社会を形成していくためには、生産、流通、消費、廃棄、処理等の各段階において、3Rを効果的に促進していく必要があります。各主体への情報の提供や技術開発への支援等を通して、循環型社会を支える基盤の充実を図ります。

3 循環資源の3R推進

3Rの取組を推進することで、天然資源の消費を抑制し、循環資源を活かした環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進します。廃プラスチックや食品ロス・食品廃棄物等、廃棄物の種類に応じて、個別に対策を講じていきます。

4 廃棄物の適正処理

廃棄物の不法投棄や不適正処理を防ぐため、適切な指導、情報提供に引き続き努めます。大規模な自然災害の発生に備えて、平時から市町村、国及び関係団体等との相互協力体制の強化、人材育成を継続していきます。

【参考】

- 第1期宮城県循環型社会形成推進計画の「基本方針」
 - 1 すべての主体の行動の促進
 - 2 循環資源（廃棄物等）の3R推進
 - 3 循環型社会を支える基盤の充実

- 第2期宮城県循環型社会形成推進計画の「基本方針」
 - 1 全ての主体の行動の促進
 - 2 循環型社会を支える基盤の充実
 - 3 循環資源の3R推進
 - 4 廃棄物の適正処理

- 次期宮城県環境基本計画の政策・施策体系（案）
 - 政策2 循環型社会の形成
 - 施策1 3R（発生抑制，再使用，再生利用）の推進に向けたすべての主体の行動の促進
 - 施策2 循環型社会を支える基盤の充実
 - 施策3 廃棄物や循環資源の3R，プラスチック資源の3R+Renewable（再生可能資源への代替）の推進
 - 施策4 廃棄物の適正処理
 - 施策5 公共施設等の適正な維持管理と有効活用

第3 みやぎが目指す循環型社会の将来像

○ 一般廃棄物の将来予測と目標値

項 目		平成30年度 実績値	第2期計画 目標値 (令和2年度)	将来予測 (令和12年度)	第3期計画 目標値 (令和12年度)	
一般廃棄物	1人1日当たり排出量	972g/人・日	930g/人・日	952g/人・日	930g/人・日	
	内訳	生活系ごみ	668g/人・日	645g/人・日	654g/人・日	645g/人・日
		事業系ごみ	304g/人・日	285g/人・日	298g/人・日	285g/人・日
	リサイクル率	24.8%	30%	26.6%	30%	
	最終処分率	11.7%	12%	10.9%	10.5%	

・ 1人1日当たり排出量

平成30年度は、震災以降最も少ない排出量（972g/人・日）となりましたが、第2期計画の目標値（930g/人・日）の達成には至っていません。

実績及び令和12年度の将来予測値（952g/人・日）を踏まえ、第3期計画の目標を前期計画と同様に930g/人とします。

・ リサイクル率

第2期計画期間中のリサイクル率は、おおむね25%前後の横ばいで推移しており、第2期計画の目標値（30%）の達成には至っていません。

実績及び令和12年度の将来予測値（26.6%）を踏まえ、第3期計画の目標を前期計画と同様に30%とします。

・ 最終処分率

第2期計画の目標値（12%）を達成しています。（平成30年度実績11.7%）

令和12年度の将来予測値（10.9%）を踏まえ、第3期計画の目標値は10.5%とし、最終処分率の更なる縮減を目指します。

【参考】1人1日当たり排出量の年間排出量への換算

項 目		将来予測 (令和12年度)	第3期計画 目標値 (令和12年度)
一般廃棄物	1人1日当たり排出量	694千t	678千t
	内訳	生活系ごみ	477千t
		事業系ごみ	217千t

○ 産業廃棄物の将来予測と目標値

項 目		平成 30 年度 実績値	第 2 期計画 目標値 (令和 2 年度)	将来予測 (令和 12 年度)	第 3 期計画 目標値 (令和 12 年度)
産業 廃棄 物	排出量	10,962 千 t	10,000 千 t	10,965 千 t	10,000 千 t
	リサイクル率	35.6%	35%	36.1%	35%
	最終処分率	1.7%	1%	1.7%	1%

・ 排出量

平成 28 年度は過去 10 年間で最大の 12,239 千 t となりましたが、平成 30 年度は 10,962 千 t に減少しました。

実績及び令和 12 年度の将来予測値 (10,965 千 t) を踏まえ、第 3 期計画の目標を前期計画と同様に 10,000 千 t とします。

・ リサイクル率

平成 30 年度の実績値は 35.6% であり、第 2 期計画の目標値 (35%) を達成しています。

過年度の実績により推計した令和 12 年度の将来予測値は 36.1% ですが、第 2 期計画期間中は震災復旧工事の影響により、リサイクル率の高いがれきの排出量が多かったため、今後のリサイクル率は低下していくことが予測されます。

震災分を除いたリサイクル率の令和 12 年度将来予測は 32.3% であるため、第 3 期計画の目標値は前期計画と同様の 35% とし、リサイクル率の維持を目指します。

・ 最終処分率

平成 22 年度は 1.1% でしたが、震災の影響により平成 23 年度には 2.2% にまで上昇し、その後も 1.7% 前後で高止まりの状況が続いています。

実績及び令和 12 年度の将来予測値 (1.7%) を踏まえ、第 3 期計画を前期計画と同様に 1% とします。

第3章 課題と取組

○ 第2期計画と第3期計画（案）の構成

第2期		第3期 での 項目 No.	第3期	
No.	項目	移動先	No.	項目
1	ごみの分別等の環境配慮行動の推進	第1 (1)	第1	資源循環の更なる推進
2	紙類のリサイクル率の向上	第1 (3)	(1)	ごみの分別等の環境配慮行動の推進
3	事業系ごみの3Rの推進	第1 (4)	(2)	プラスチック類の3R
4	震災影響を反映した新たな計画の展開 (一般廃棄物)	第1 (7)	(3)	紙類・繊維類の3R
5	小型家電機器等リサイクル制度の推進	第1 (6)	(4)	事業系廃棄物の3Rと環境配慮経営の推進
6	食品廃棄物等のリサイクルの推進	第1 (5)	(5)	食品ロスの削減及び食品廃棄物等のリサイクルの推進
7	各種リサイクル法の推進	第1 (6)	(6)	各種リサイクル法の推進
			(7)	地域における廃棄物等の循環利用
8	放射性物質が付着した廃棄物処理の推進	第2 (3)	第2	適正処理の更なる推進
9	震災経験を生かした災害廃棄物処理計画の策定	第3 (1)	(1)	最終処分場の整備に向けた取組と最終処分場の維持管理の指導の徹底
10	震災影響を反映した施策の展開（産業廃棄物）	第1 (7)	(2)	不法投棄防止対策の推進
11	最終処分場の適切な整備	第2 (1)	(3)	適正処理の推進
12	産学官の共同研究開発の推進	第4 (2)	第3	気候変動の影響に伴う大規模災害への対応
13	情報発信・共有の推進	第4 (3)	(1)	災害廃棄物処理計画に基づく対策の実施

14	家畜排せつ物の適正 処理とリサイクルの 推進	第 1 (7)	(2)	災害廃棄物処理体制の構築
15	優良事業者の育成	第 4 (4)	第 4	循環分野における基盤整備
16	不法投棄防止対策の 推進	第 2 (2)	(1)	循環分野の人材育成
			(2)	新技術の活用
			(3)	情報の発信・共有
			(4)	透明性の高い廃棄物処理システムの 構築と優良事業者の育成

第1 資源循環の更なる推進

課題

- ・ 一般廃棄物の1人1日当たりの排出量は、平成22年度までは着実に減少していましたが、東日本大震災の影響による3Rの取組の後退により増加しました。その後に徐々に減少していますが、震災前の状況までには回復していません。
- ・ 産業廃棄物については、震災復旧復興工事により増えたがれき類の影響により、一時的にリサイクル率が上昇しましたが、今後は低下していくことが予想されます。
- ・ 焼却ごみの中には、紙・布類やプラスチック等が含まれており、リサイクル可能なものの分別がまだまだ不十分な状況です。
- ・ 近年、海洋に流出したプラスチックごみによる地球規模の環境汚染への対策が喫緊の課題となっているほか、社会経済状況やライフスタイルの変化に伴う、テイクアウト用ワンウェイプラスチック等の増加も懸念されます。
- ・ まだ食べることができる食品が大量に廃棄されている食品ロスの問題のほか、肥料や飼料等に再生利用することが可能であるにもかかわらず焼却されている食品廃棄物について、近年の世界的な社会動向を踏まえ、取組の強化が求められています。

主な取組 ※今後、素案において、県・市町村、事業者、県民等各主体の取組について追記。

(次節以降の主な取組も同様)

(1) ごみの分別等の環境配慮行動の推進

- ・ 県民や事業者は、ごみの分別方法を確認し、分別を徹底するほか、より3Rに配慮された環境に優しい商品を選択します。
- ・ 県や市町村は、ごみの分別やポイ捨てをしない等の環境配慮行動について普及啓発を行います。3Rのアイデアや優れた行動を広報等により情報提供します。

(2) プラスチック類の3R

- ・ 県は、国が令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を踏まえ、ワンウェイプラスチックの削減、容器包装のさらなるリユース・リサイクルの推進、バイオプラスチックの積極的利用を促進します。
- ・ 県民や事業者は、プラスチックごみの適正な排出・処理を行い、生活や事業活動に伴い陸域で発生する廃プラスチックの海域流出を防止します。
- ・ 県は、「宮城県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、廃プラスチック、流木等の海岸漂着物の回収・処理を行う市町村等の取組を支援します。

(3) 紙類、繊維類の3R

- ・ 県民は、紙類の分別に取り組みます。
- ・ 小売業者は、紙類等の店頭回収に協力します。
- ・ 県や市町村等は、段ボール、紙パック及び紙製容器包装の分別収集を促進します。
- ・ 県や市町村等は、行政のIT化や電子自治体の構築を進めることで、公務における紙ごみの排出抑制に努めます。

(4) 事業系廃棄物の3Rと環境配慮経営の推進

- ・ 事業者は、環境に配慮した事業活動を行います。
- ・ 県や市町村等は、事業者に対して排出抑制及び分別の啓発を行います。
- ・ グリーン購入促進条例（平成18年宮城県条例第22号）に基づき、環境に配慮した製品を宮城県グリーン製品として県が認定し、県民及び事業者のグリーン購入を促進するほか、事業者の育成を図っていきます。

(5) 食品ロスの削減及び食品廃棄物等のリサイクルの推進

○ 食品ロスの削減

- ・ 県民は、買い物の際には、食べきれる必要な分だけを購入する等、食べ残してごみとなる食品ロスを減らします。
- ・ 事業者は、規格外品の有効利用、1/3ルール等の商慣習の見直し、需要に応じた販売、外食店における食事量の調整可能なメニューの導入等により食品ロスの削減に繋がる取組を実践します。
- ・ 民間団体は県や市町村等と連携しながら、食品ロス削減の取組を広く県民に普及啓発します。
- ・ 県は、宮城県食品ロス削減推進計画を策定し、食品関連事業者等の取組に対する支援や、食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供等を実施します。

○ 食品廃棄物等のリサイクル

- ・ 事業者は、食品リサイクル法に基づく食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等実施率の向上を目指して、食品廃棄物等の減量化やリサイクルを行います。
- ・ 県は、市町村が行う生ごみの減量化等の取組に対する支援や、食品関連事業者等排出事業者とリサイクル業者・畜産農家等をマッチングし、エコフィード事業を進める等、食品廃棄物の削減に取り組みます。

(6) 各種リサイクル法の推進

① 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

- ・ 県民は、小型家電等を市町村が指定する方法で分別します。
- ・ 事業者は、事業活動に伴って排出される小型電子機器等について、有用金属の回収のための取組に協力します。
- ・ 県や市町村は、県民に対し、対象品目やリサイクルシステムに関する普及啓発を進めます。

② 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

- ・ 県民は、家電を廃棄するときは正しいリサイクルルートで廃棄する等、家電リサイクル法に従い行動します。
- ・ 県は、県民に対し、対象品目やリサイクルシステムに関する普及啓発を進めるとともに、県内での処理状況に関し、市町村等へ情報提供を進めていきます。

③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

- ・ 県は、建設リサイクルに関する説明会の開催等を通じた啓発活動や、「建設リサイクル法」に基づく指導を強化していきます。
- ・ 県は、解体工事等の際に必要な届出や再資源化に関する普及・啓発を進めるとともに、法の適正な執行のため、一斉パトロール等を行い、解体業者等の指導・監督を行います。

④ 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）

- ・ スーパーマーケットや百貨店等の小売業者等は、プラスチックトレイ等容器包装の使用量の低減や廃棄物の減量化等の取組を行います。
- ・ 県や市町村等は、容器包装リサイクルの啓発活動を充実します。

⑤ 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）

- ・ 県は、県民に対し、リサイクル料金の支払預託の仕組みやリサイクルの方法等の普及・啓発を進めるとともに、引取業者や解体業者等への指導・監督を行います。

(7) 地域における廃棄物等の循環利用

- ・ 県は、廃棄物処理設備の高度化や体制づくりを進め、地域循環共生圏の考え方を取り入れた廃棄物等の循環利用を促進します。
- ・ 家畜排せつ物について、事業者（畜産事業者）は、堆肥化等による適正な利活用を促進します。
- ・ 県は、農林水産省で策定した家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（平成27年3月）に基づいた利活用の推進について支援します。

第2 適正処理の更なる推進

課題

- ・ 本県の最終処分場は、東日本大震災後、復旧・復興のため一部の産業廃棄物最終処分場において災害廃棄物を受け入れたことや、新たな施設整備も困難であることから、依然、余裕がある状況ではありません。
- ・ 県内における不法投棄発見件数については、広報啓発の効果もあり、減少傾向にあるものの、平成29年度には、近年で最大規模の不法投棄事案が2件発生しました。
廃棄物の適正処理に関する啓発活動の徹底や、不適正処理事案が発生した場合の早期発見・早期対応のための監視体制の強化及び法令違反等の悪質な行為に対する厳格な対応が引き続き必要です。

主な取組

(1) 最終処分場の整備に向けた取組及び維持管理の指導

- ・ 県民は、最終処分される廃棄物量の削減のため、一般廃棄物の3Rに取り組みます。
- ・ 県は、今後も県内における産業廃棄物の安定的な処理や、環境負荷の少ない持続的な経

済活動を推進するため、最終処分場の残余容量や必要性を踏まえ、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を進めます。

(2) 不法投棄防止対策の推進

- ・ 県民は、市町村が定めているごみ出しルール及び各種リサイクル法に従い、適正なごみ出しを行います。
- ・ 事業者は、関係法令等に従い、廃棄物を適正に排出・処理します。
- ・ 県や市町村は、不法投棄監視パトロールや不法投棄抑止に係る普及啓発等を今後も継続して実施します。

(3) 適正処理の推進

- ・ 県は、廃棄物の適正処理を推進します。
 - ① 産業廃棄物処理施設の維持管理等に関する指導
 - ② 特別管理産業廃棄物等の適正処理の推進
 - イ 感染性廃棄物の適正処理
 - ・ 感染性廃棄物については、国から示された「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成30年3月改訂、環境環境再生・資源循環局監修)に適正処理の手順等が示されていることから、同マニュアルの周知徹底を図るとともに、医療機関に対する立入検査や監視の場などで、処理状況の確認と指導を行います。
 - ・ 感染症蔓延防止の観点から、県や市町村は、マスクやティッシュの適切な捨て方等について周知します。処理業者は、活動後の手洗い・うがいを徹底する等、感染予防を行います。
 - ロ 廃石綿の適正処理
 - ハ PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理
 - ニ 水銀廃棄物の適正処理
 - ③ 県内の廃棄物の処理状況に関する市町村等への情報提供
 - ④ 新たな課題となる廃棄物の3R推進(太陽光発電パネル廃棄物)
 - ⑤ 海岸漂着物等対策推進事業
- ・ 県は、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」(平成31年3月環境省通知)に基づき、ごみ処理広域化・集約化計画を策定し、廃棄物の広域的な処理や処理施設の集約化等、市町村の意向を踏まえた効率的なごみ処理体制の構築を進めます。
- ・ 県は、産業廃棄物税等を活用して施設整備や技術開発に取り組む事業者を支援します。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質が付着したことにより保管されている8,000Bq/kg以下の廃棄物について、国と連携を図りながら、処理主体である関係市町村等が適切に取り組むとともに、県はその取組を引き続き支援します。
- ・ 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物を適正に処理するとともに、高効率なりサイクル設備の導入に努めます。

第3 気候変動の影響に伴う大規模災害への対応

課題

- ・ 東日本大震災をはじめ、近年の豪雨・台風等の自然災害の経験と教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理について、自治体の対応力の強化、向上が求められています。

主な取組

(1) 災害廃棄物処理計画に基づく対策の実施

- ・ 県は、「宮城県災害廃棄物処理計画」を基に、計画の実効性を高めるための図上演習等を実施していきます。
- ・ 市町村は、県の計画と連携し、災害廃棄物処理計画等の策定及び見直しを行います。

(2) 災害廃棄物処理体制の構築

- ・ 県や市町村は、災害時において、化学物質や石綿等の有害物・危険物による公衆衛生の悪化や二次災害が発生しないよう、平時から情報連絡体制を構築しておくとともに、有害廃棄物の迅速な撤去を行えるよう、関係団体等と連携していきます。

第4 循環分野における基盤整備

課題

- ・ 少子高齢化社会においては、地域における環境活動を支える担い手の育成や、処理業者等における人材不足を補う技術導入が求められています。
- ・ 3Rによる循環型社会に向けた実践のため、様々な主体の自主性や創意工夫を促していくよう、各種媒体を活用して意識の醸成や行動の喚起をしていく必要があります。

主な取組

(1) 循環分野の人材育成

- ・ 「みやぎの3R普及啓発事業」等を活用し、小中高生をはじめとする全ての主体に対して、3Rに関する環境教育を充実させていきます。
- ・ 県は、「宮城県環境教育リーダー」制度により3R等に関する環境教育を充実させていきます。

(2) 新技術の活用

- ・ 県は、画像処理による廃棄物の選別技術の導入、施設の安全・安定な操業や効率性向上のためのAI（人工知能）の活用等、最新技術を取り入れた廃棄物処理全体の高度化・効率化の取組を支援します。
- ・ 県は、廃棄物処理情報を電子データ化し、そのデータを活用して廃棄物の移動・再生品の利用・エネルギー回収を考慮した廃棄物処理による温室効果ガス排出量等の環境影響（廃棄物処理のライフサイクルアセスメント）を評価できる仕組み（環境影響評価ツール）を構築します。
- ・ 教育研究機関は、IT等の最新技術を活用した産業廃棄物の3R適正処理に資する研究開発を行います。

- ・ 事業者は、産業廃棄物の新しい3R技術を積極的に取り入れます。

(3) 情報の発信・共有

- ・ 県や市町村等は、3Rに関する各種情報を幅広く集め、ホームページ、広報紙等のメディアを使って各主体に情報発信をしていきます。
- ・ 事業者、民間団体、教育機関等は、3Rに関する情報発信を行います。

(4) 透明性の高い廃棄物処理システムの構築と優良事業者の育成

- ・ 県は、事業者に対して研修を行う等、優良業者の育成を行います。
- ・ 処理事業者は、優良産業廃棄物処理事業者認定制度を積極的に活用し、排出事業者は、優良産業廃棄物処理事業者にできる限り委託することで、透明性の高い廃棄物処理システムの構築を進めます。

第4章 計画の推進のために

第1 的確な進行管理

- 廃棄物の排出量、リサイクル率、最終処分率等の指標の状態について、毎年度把握・分析します。
- 社会、経済情勢の変化や情報通信・科学技術の進展等も想定されるため、おおむね5年を目途に中間見直しを行います。
- 政策評価・施策評価及び環境白書等を通じて、この計画を構成する施策及び事業の実施状況等を整理・点検し、その内容を公表します。

第2 計画の推進体制

- 計画を円滑に実施するため、関係部局と計画の推進に当たっての連絡調整、進行管理等を行います。
- 本県の抱える課題の解決のためには、各主体の循環型社会形成に向けた行動が必要であり、市町村、事業者、NPO等の民間団体、教育研究機関等と連携し、各主体の実践を促していきます。

第3 財源の確保

- 廃棄物の最終処分量を抑制するための経済的手法として、時限的に導入している産業廃棄物税の税収を財源として、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進する施策及び事業に活用します。
- 市町村の行う一般廃棄物の3Rに関する取組について、「市町村振興総合補助金」等により支援していきます。